

## 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の取扱いについて

### 1 届出の対象となる居宅サービス計画について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（令和3年9月14日付 老発0914第1号 厚生労働省老健局長通知）のとおりとする。

#### ※ 厚生労働大臣が定める基準

居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とするもの。

### 2 届出が必要な場合について

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、本市からの求めがあった場合

※本市が提出が必要と判断した場合、別途連絡の上、書類の提出を依頼します。

### 3 実施方法

- (1) 市が、居宅介護支援事業所に該当するケアプランの提出を依頼します。
- (2) 居宅介護支援事業所は、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載して提出します。
- (3) 市が、ケアプランの内容を確認し、必要に応じて地域ケア会議等でケアプランについて議論を行います。なお、サービスの必要性（やむを得ない事情等）、利用回数、ケアプランの記載内容に問題がないと判断できるもの等については、保険者の助言を付した確認書を通知します。
- (4) 居宅介護支援事業所は、当該ケアプラン及び同様・類似の内容のケアプランについて再検討を行います。

### 4 居宅介護支援事業所に提出を求める書類

- (1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理由書）（様式1）
- (2) 居宅サービス計画書第1表、第2表、3表、4表、5表、6表、7表
- (3) 課題分析表（アセスメント表）
- (4) 訪問介護計画書
- (5) その他、確認するのに必要な書類等

### 5 問合せ及び提出先

日立市介護保険課（適正化担当）

電 話 0294-22-3111（内線）212

IP電話 050-5528-5079

FAX 0294-24-2281

以 上